

令和7年度隨時監査及び行政監査報告書

第1 監査の種別

地方自治法第199条第2項及び第5項の規定による隨時監査及び行政監査

第2 監査の実施日

令和7年9月8日（月）から10月17日（金）

第3 監査の対象

会計課からつり銭の貸し出しのある課等への貸出状況とその管理体制及びつり銭の使用対象となる公金の管理体制について、重点的に監査を行った。

【対象となる所管】

敷島支所市民地域課、双葉支所市民地域課、税務課、収納課、市民戸籍課、市民協働推進課、スポーツ振興課、長寿推進課、建設課、会計課、学校教育課、生涯学習文化課、図書館

第4 つり銭の貸出状況

令和7年7月末現在のつり銭の貸出状況は次の表のとおりである。

（単位：円）

担当課	総額	内容	金額	担当課	総額	内容	金額
敷島支所市民地域課	97,000	窓口つり銭用	97,000	長寿推進課	10,000	滞納整理員	10,000
双葉支所市民地域課	70,000	窓口つり銭用	70,000	建設課	66,000	駐車場精算機つり銭用	66,000
税務課	20,000	窓口つり銭用	10,000	会計課	140,000	窓口つり銭用	140,000
		収納業務用	10,000	学校教育課	20,000	滞納整理用	20,000
収納課	45,000	窓口つり銭用	5,000	生涯学習文化課	60,000	公民館つり銭用	
		滞納整理用	40,000			北部公民館	10,000
市民戸籍課	100,000	窓口つり銭用	100,000			中部セミナーハウス	10,000
市民協働推進課	71,000	券売機つり銭用				南部公民館	10,000
		志麻の湯	35,500			敷島公民館	10,000
		百楽泉	35,500			双葉公民館 (公民館窓口分 10,000円)	10,000
スポーツ振興課	20,000	窓口つり銭用				双葉公民館 (スポーツ施設分 10,000円)	10,000
		スポーツ振興課	10,000	図書館	133,320	現場つり銭用	133,320
		敷島公民館	10,000				

第5 監査の方法

関係各課から予め監査資料の提出を求め、つり銭の貸出状況とその管理及びつり銭の使用対象となる公金の管理が適切に行われているかという観点からこれらを重点的に審査すると共に、関係職員から説明を受け、質疑を通して内容確認を行うなどの方法により実施した。

第6 監査の結果

つり銭の貸出状況については、各課が提出する借用申請書の一部に不備が認められたが、それを除いては適切に執行されていることを確認した。

つり銭やその使用対象となる公金の管理体制については、適正に管理されていることを確認した。

第7 まとめ

今回の随時監査及び行政監査の結果、会計課より以前から引き続きつり銭の借用を受けている所管については、借用申請書の一部につき不備が認められた。

この点については監査実施中に会計課の指導のもと既に改善されたが、関係各課への適切な指導・助言は会計課業務の一環と考えるため、今後は円滑なつり銭貸出業務が執行されることを望む。

また、会計課から関係各課へ貸し出されているつり銭の額については、甲斐市財務規則に照らしても概ね適正な範囲内と言える。さらに、一時的につり銭が不足する時期のみ追加の借用申請を受け付けるなど、必要最小限の貸出に努めており、「最も確実かつ有利な方法によって保管しなければならない。」と規定する地方自治法施行令に則った運用がなされていることも確認した。

なお、監査時に気付いた事務処理上の簡易的な事項について、その背景には公金管理マニュアルは存在するものの職員に十分周知されておらず、その内容を認識していない状況にあること、また、職員1人1人の日ごろからの業務に対する問題意識の低さに起因すると考えられるので、関係課が連携し職員の意識向上に全庁的に取り組まれたい。

終わりに、つり銭を借用している所管課については、必ず複数人によってつり銭や公金の管理が行われており現状では問題ないと認められる。今後も複数人による管理のメリットを生かし、チェック機能が十分に機能しているかにも注力し業務を行うとともに、委託業者を介する所管課については、リスク管理のためにも突発的な確認業務を行うなど一歩踏み込んだ管理の実践をされたい。

令和7年11月25日

甲斐市代表監査委員 小林 春男
甲斐市監査委員 平賀 和久
甲斐市監査委員 赤澤 厚